

## 危険物の輸送に関する国際的基準について

国際連合の危険物輸送並びに化学物質の分類及び表示に係る世界調和システムに関する専門家委員会（国連経済社会理事会の下部組織）は、陸・海・空の輸送モード及び国または地域の違いによる運送要件の差異をなくし、危険物の安全輸送を確保するため国際統一要件として危険物輸送に関する勧告（以下「国連勧告」という。）を定めている。

この国連勧告においては、危険物の範囲、容器の性能、表示、標識、輸送書類等が具体的に規定されている。

この国連勧告を受けて、危険物の海上輸送に関しては、国際連合の専門機関の1つである国際海事機関(IMO)が、国際海上危険物輸送規程(IMDG Code)を定めている。

IMDG Code は、次の7つのPARTから構成され、国連勧告とほぼ同一の構成及び内容となっている。

- ・ PART1：総則、定義及び教育訓練
- ・ PART2：危険物の分類
- ・ PART3：危険物リスト及び少量危険物
- ・ PART4：容器及びタンク規定
- ・ PART5：輸送手続き
- ・ PART6：小型容器、中型容器、大型容器、ポータブルタンク及びタンク自動車の構造及び試験要件
- ・ PART7：運送作業に関する規定